

(3) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条

- (1) 委員会は、年2回以上開催する。
- (2) 委員会は、委員の〇分の〇以上の出席により成立する。
- (3) 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (4) 委員長が必要と認めたときは、第3条で規定する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。ただし、当該者は議決に加わらないものとする。
- (5) 委員会における協議内容は、議事録等の掲示により利用者へ周知されなければならない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、〇〇保育園事務室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(既定の改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、〇〇保育園園長の決裁を経なければならない。

施行日は各園の手続き状況に合わせて追記してください。

附則

この規程は 20〇〇年4月1日から施行する。

附則

この規程は 20〇〇年4月1日から施行する。

附則

この規程は 20〇〇年4月1日から施行する。